## 費用の助成や無料クーポン券を発行しています

# 風しんの抗体検査・予防接種を うけましょう



無料クーポン券

風しんは、ウイルスによっておこる急性の発疹性感染症です。1人の患者 から5~7人にうつす強い感染力があり、成人になってから発症すると合併症 をおこすなど重症化することもあります。また、免疫が不十分な妊婦が感染 すると、先天性風しん症候群の子どもが生まれてくる可能性が高くなります。 費用の助成や無料クーポンを発行していますので、積極的に受診しましょう。



費用の助成

間カルム五條 母子保健係(内線289)

### 抗体検査・予防接種の無料クーポン券

- 期3月31日(水)まで
- 所<br />
  検査・予防接種を実施している医療機関
- 対 市内在住の、昭和37年4月2日から 昭和54年4月1日までに生まれた男性
- (クーポン券が必要) ※紛失した人は問い合わせてください。
- 他 ▼希望する医療機関に事前予約してください。
- ▼令和元年度に発行したクーポン券も、記載の 有効期限に関係なく使用できます。

### 予防接種費用の助成

- 期3月31日(水)まで
- 厨予防接種を実施している医療機関
- 前市内在住のいずれかの条件を満たす人
  - ①妊娠予定の女性
  - (配偶者がいる、または6か月以内に婚姻予定)
  - ②妊婦の配偶者
  - ③妊婦と同居する家族
- ¥ 自己負担金:3,000円
- 🏗 ▼妊娠中または妊娠の可能性がある女性は接種 できません。
  - ▼接種後2か月は避妊が必要です。
- 他 申請方法など、詳細は市ホームページで確認する か問い合わせてください。

## 不妊に悩む夫婦を支援

## 不妊治療・不育治療費を助成します

医療保険診療適用分、医療保険診療以外の本人負担額を含めた一般不妊 治療・不育治療費に対し、1年度につき7万円を上限として助成します。 ※一部、助成の対象外となる治療費があります。

#### 【申請期限】

3月31日(水)

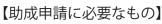
#### 【対象者】

市内在住で次の条件をすべて満たす夫婦

- ▼不妊症・不育症と診断され、その治療を 2020年4月1日以降に受けた
- ▼医療保険の規定に基づく、被保険者
- ▼前年の所得金額の合計が 730 万円未満
- ▼市税等の滞納がない

#### 【助成額】

1年度につき上限7万円



- ▼治療の領収書(原本)
- ▼印鑑
- ▼振込□座が明記されたもの
- ▼申請書(市ホームページに掲載) など

#### 【その他】

申請に関する事前相談も受け付けています。

#### 【申請・問合先】

カルム五條 母子保健係 (内線289)



## 2月1日(月)が提出期限です

## 償却資産の申告を忘れていませんか

忘れていた場合は、すぐに申告しましょう。

◆事業主は償却資産の申告義務があります 市内に償却資産を所有する事業主は、毎年1月 1日時点の所有状況(名称、種類、数量、取得年 月、取得価額、その他の価格の決定に必要な事項 など)を申告する必要があります。申告の対象と なる償却資産を所有していない場合も、その旨を 申告してください。

### ◆過去5年分の申告修正が可能です

これまで申告が必要なことを知らなかった、過去の 申告に誤りがあった等の場合、過去5年分の申告につ いて修正することができます。

不明な点等がありましたら、問い合わせてください。

問税務課固定資産税係(内線257、258)

新型コロナウィルス対策のため、なるべく来庁による窓口の手続を避け、 郵送・電子申告での提出にご協力お願いします。

## 心身に障害がある人が対象

## 軽自動車税が減免されます

心身に障害のある人のために使用される軽自動車等で、一定の要件に 該当するものは、申請することで軽自動車税(種別割)が減免されます。



### 【申請期限】4月30日(金)

### 【減免の要件】

所有者と使用方法がそれぞれ、いずれかに該当すること。

- ▼所有者(名義)
  - ①障害者手帳(身体・療育・精神障害者保健福祉) の交付を受けている人が所有している。
  - ②身体障害者手帳の交付を受けている年齢18歳 未満の人、または療育・精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている人と生計を一にする人が 所有している。

#### ▼使用方法

- ①障害者手帳の交付を受けている本人が運転する。
- ②障害者手帳の交付を受けている人と生計を一に する人が運転する。(障害のある人の通学・通院・ 通所等のために使用する場合)
- ③障害者手帳の交付を受けている人のみで構成 される世帯で、その人を常時介護する人が運転する。 (障害のある人の通学・通院・通所等のために使用 する場合)

### 【申請に必要なもの】

- ①障害者手帳 (原本)
- ②運転免許証(写しの場合は表・裏)
- ③個人番号が確認できる書類 (マイナンバーカードなど)
- ④自動車検査証(写し可)
- ⑤印鑑(認め印可)
- ⑥生計同一証明書(社会福祉課発行) または常時介護証明書(介護福祉課発行) ※⑥は障害のある本人以外が運転する場合 のみ必要。
- ⑦減免申請書(税務課市民税係で配付)

#### 【注意事項】

減免の対象車両は、手帳の交付を受けた人 1人につき1台です。普通自動車と重複して 減免を受けることはできません。その他、対象 となる障害区分や減免の範囲などの詳細は、 問い合わせてください。

■ 問税務課市民税係(内線333)













時 日時 「所 場所 「刻 対象 定」定員 ♀ 費用 「內 内容 「師 講師 「方 申込方法 「期 受付期間 「< 締切 「詩 持ち物





経 注意事項 ■ 重要 ® その他 申申込先 問問合先 ☎ 電話番号 ™ FAX番号 ✓ メール

くらしのメモ